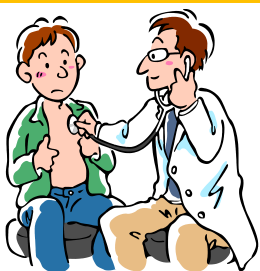




安全衛生通信

【令和8年8月号】

北海道労働局



産業医の辞任等の報告が義務化されます

令和8年（2026年）8月1日から、労働者数50以上の事業者に対し、産業医の解任、辞任又は退任があった場合に所轄労働基準監督署長へ遅滞なく報告することが新たに義務付けられました。

- ※ 当該報告は令和7年（2025年）1月1日より電子申請が原則義務化されております。
- ※ 労働者数50人未満になった場合の産業医の辞任等の場合は、報告義務はありませんが、選任状況の適切な把握の観点から監督署への報告をお願いします。
- ※ 電子申請はe-Gov又は帳票入力支援サービス（厚生労働省HP）をご利用ください。
下記のURL又は二次元コードから申請できます。
- ※ 電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。
- ※ 電子申請は、スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きができます。



（帳票入力支援サービス）



（e-Gov）

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>（e-Gov）

<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>（帳票入力支援サービス）

墜落災害防止を徹底しましょう



高さ2m以上の屋根等の端から墜落する恐れのある場所での作業を行う際には、手すり等を設けましょう！

安全な作業床を設けることが困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手すり等を取り外すときは、**墜落制止用器具**を有効使用させる等の措置を講じましょう！



※ **高さ6.75m以下**の場合は、胴ベルト型の墜落制止用器具を使用できます。

※ **高さが2m以上の箇所**であって**作業床を設けることが困難なところ**で、墜落制止用器具のうち**フルハーネス型**のものをを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）は、特別教育を受けた者に行わせてください。

この情報の詳細については、管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。